

令和3年第1回浦幌町議会定例会 追加議案説明資料

目次

- ・議案第33号（浦幌町職員定数条例の一部改正）説明資料…………… P 1・2

浦幌町職員定数条例の一部を改正する条例説明資料

(総務課)

1 改正の趣旨

教育委員会の職員定数について、町長の事務部局との間で定数の調整を図るとともに現状の実態に合わない規定を廃止するため、所要の改正を行うものです。

また、法律番号に誤りがあったことから改正するものです。

2 改正の内容

町長の事務部局「130人」を「129人」に、教育委員会及び教育機関の事務部局「14人」を「16人」に改め、「教育委員会の所管に関する学校の教職員及びその他の職員 1人」を削る。

3 施行期日

令和3年4月1日から施行する。

浦幌町職員定数条例（昭和39年浦幌町条例第6号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条 (略) (職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は次に掲げるとおりとする。 (1) 町長の事務部局に属する職員 <u>129人</u> (2) 議会の事務部局に属する職員 2人 (3) 選挙管理委員会の事務部局に属する職員 1人 (4) 監査委員の事務部局に属する職員 1人 (5) 農業委員会の事務部局に属する職員 3人 (6) 教育委員会及び教育機関の事務部局に属する職員 <u>16人</u></p> <p>合計 152人 (職員の定数配分)</p> <p>第3条 前条第1項第1号から<u>第6号</u>までに掲げる職員の定数の当該事務部局内の配分はそれぞれ町長、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び教育委員会が定める。</p> <p>2 地方自治法 (<u>昭和22年法律第67号</u>) 第180条の3の規定により第2条第1項第1号の職員と同項第2号から<u>第6号</u>までに掲げる機関に属する職員と兼ねさせることができる。</p> <p>第4条・第5条 (略)</p>	<p>第1条 (略) (職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は次に掲げるとおりとする。 (1) 町長の事務部局に属する職員 <u>130人</u> (2) 議会の事務部局に属する職員 2人 (3) 選挙管理委員会の事務部局に属する職員 1人 (4) 監査委員の事務部局に属する職員 1人 (5) 農業委員会の事務部局に属する職員 3人 (6) 教育委員会及び教育機関の事務部局に属する職員 <u>14人</u> <u>(7) 教育委員会の所管に属する学校の教職員及びその他の職員 1人</u></p> <p>合計 152人 (職員の定数配分)</p> <p>第3条 前条第1項第1号から<u>第7号</u>までに掲げる職員の定数の当該事務部局内の配分はそれぞれ町長、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び教育委員会が定める。</p> <p>2 地方自治法 (<u>昭和22年法律第87号</u>) 第180条の3の規定により第2条第1項第1号の職員と同項第2号から<u>第7号</u>までに掲げる機関に属する職員と兼ねさせることができる。</p> <p>第4条・第5条 (略)</p>